様式第八を次のように改める。

様式第八（基準適合表示）（第十六条第一項第一号関係）



備考

⑴　文字の書体は、ゴシックとする。

⑵　「排出ガス基準」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに縁の色彩は白色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は淡い青色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は濃い青色とする。

様式第八の二を次のように改める。

様式第八の二（基準適合表示）（第十六条第一項第二号関係）



備考

⑴　基準適合表示には、図示の例により、当該表示を付することができる型式届出特定特殊自動車（法第十二条第二項の規定により基準適合表示を付することができることとされた特定特殊自動車にあっては、当該特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有する型式届出特定特殊自動車）が適合する特定特殊自動車技術基準及び当該型式届出特定特殊自動車に係る型式指定特定原動機が適合する特定原動機技術基準の適用開始時期に応じて主務大臣が告示で定める年を表示するものとする。

⑵　文字の書体は、ゴシックとする。

⑶　「軽油」、「排出ガス」、「基準」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに⑴の告示で定める年並びに縁の色彩は白色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は淡い青色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は濃い青色とする。

様式第十五を次のように改める。

様式第十五（少数特例表示）（第二十条第一項第一号関係）



備考

⑴　文字の書体は、ゴシックとする。

⑵　「少数特例基準」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに縁の色彩は白色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は淡い青色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は濃い青色とする。

様式第十五の二を次のように改める。

様式第十五の二（少数特例表示）（第二十条第一項第二号イ関係）



備考

⑴　少数特例表示には、図示の例により、当該表示を付することができる少数生産車が適合する特定特殊自動車技術基準及び当該少数生産車に係る型式指定特定原動機が適合する特定原動機技術基準の適用開始時期に応じて主務大臣が告示で定める年を表示するものとする。

⑵　文字の書体は、ゴシックとする。

⑶　「軽油」、「少数特例」、「基準」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに⑴の告示で定める年並びに縁の色彩は白色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は淡い青色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は濃い青色とする。